

回 (年 度)	問 題																																			
第74回 (令和6年)	<p>問1 (20点)</p> <p>次の【資料】に基づき、内国法人であるA株式会社（年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「A社」という。）の当期（令和6年4月1日～令和7年3月31日）における留保金課税に係る課税上の取扱いについて、その法的な理由を付して説明しなさい。なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮する必要はない。</p> <p>【資料】</p> <p>(1) A社の当期首における資本金の額は80,000,000円であったが、期中に行われた増資により、当期末の資本金の額は200,000,000円となった。</p> <p>(2) A社の当期末における株主等の状況は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="336 672 1221 1064"> <thead> <tr> <th>株主</th> <th>株式保有割合</th> <th>摘要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>B（個人）</td> <td>30%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>C（個人）</td> <td>25%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>D株式会社</td> <td>20%</td> <td>D株式会社の発行済株式の全ては、親族関係にない多数の個人に保有（各保有割合1%以下）されている。</td> </tr> <tr> <td>E株式会社</td> <td>10%</td> <td>E株式会社の発行済株式数の全ては、Bに保有されている。</td> </tr> <tr> <td>F（個人）</td> <td>10%</td> <td>Bの配偶者。</td> </tr> <tr> <td>A社</td> <td>5%</td> <td>自己株式として保有。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) A社の当期の法人税確定申告書別表四に記載されている事項は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="336 1174 1221 1489"> <tbody> <tr> <td>当期利益</td> <td>80,000,000円</td> </tr> <tr> <td>減価償却の償却超過額</td> <td>13,000,000円</td> </tr> <tr> <td>役員給与の損金不算入額</td> <td>10,000,000円</td> </tr> <tr> <td>交際費等の損金不算入額</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>受取配当等の益金不算入額</td> <td>7,000,000円</td> </tr> <tr> <td>寄附金の損金不算入額</td> <td>2,000,000円</td> </tr> <tr> <td>所得金額</td> <td>100,000,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) A社の当期に開催された株主総会で決議された前期の期末配当（配当基準日：令和6年3月31日）は5,000,000円であり、翌期に開催される株主総会で決議される当期の期末配当（配当基準日：令和7年3月31日）は7,500,000円である。</p> <p>(5) 留保金額の計算上控除するA社の法人税額は23,200,000円であり、地方法人税額は2,389,600円であり、住民税額は2,412,800円である。</p> <p>(6) A社の当期の法人税確定申告書別表五（一）に記載されている期首現在利益積立金額の差引合計額は、45,000,000円である。</p>	株主	株式保有割合	摘要	B（個人）	30%		C（個人）	25%		D株式会社	20%	D株式会社の発行済株式の全ては、親族関係にない多数の個人に保有（各保有割合1%以下）されている。	E株式会社	10%	E株式会社の発行済株式数の全ては、Bに保有されている。	F（個人）	10%	Bの配偶者。	A社	5%	自己株式として保有。	当期利益	80,000,000円	減価償却の償却超過額	13,000,000円	役員給与の損金不算入額	10,000,000円	交際費等の損金不算入額	2,000,000円	受取配当等の益金不算入額	7,000,000円	寄附金の損金不算入額	2,000,000円	所得金額	100,000,000円
株主	株式保有割合	摘要																																		
B（個人）	30%																																			
C（個人）	25%																																			
D株式会社	20%	D株式会社の発行済株式の全ては、親族関係にない多数の個人に保有（各保有割合1%以下）されている。																																		
E株式会社	10%	E株式会社の発行済株式数の全ては、Bに保有されている。																																		
F（個人）	10%	Bの配偶者。																																		
A社	5%	自己株式として保有。																																		
当期利益	80,000,000円																																			
減価償却の償却超過額	13,000,000円																																			
役員給与の損金不算入額	10,000,000円																																			
交際費等の損金不算入額	2,000,000円																																			
受取配当等の益金不算入額	7,000,000円																																			
寄附金の損金不算入額	2,000,000円																																			
所得金額	100,000,000円																																			

回 (年 度)	問 題
第74回 (令和6年)	<p>問2 (15点)</p> <p>製造業を営む内国法人であるV株式会社(年1回3月末決算法人。清算中の法人ではない。以下「V社」という。)は、当期(令和6年4月1日～令和7年3月31日)中に発生した台風による土砂崩れの影響でその保有する工場が被害を受け、工場に保管していた商品Wが著しく損傷したほか、工場に設置していたV社所有の機械装置Xの一部が破損し、車両Yが滅失した。この場合において、次の(1)～(3)の事実関係が生じたときのV社の当期における課税上の取扱いについて、その法的な理由を付してそれぞれ説明しなさい。なお、選択できる方法が複数ある場合には、課税所得金額の計算上、V社に最も有利となる方法によること。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 著しい損傷により商品Wの価額がその帳簿価額を下回ることとなった。 (2) 破損した機械装置Xの破損部分の機材の取替えに要する費用を当期において支出した。 (3) 車両Y(滅失の直前の帳簿価額6,000,000円)の滅失によって生じた損害は、V社が加入する車両保険の補償対象となっており、保険会社から保険金の額として8,000,000円の支払を受けることが当期中に確定し、当期中に支払を受けた。V社は、当該保険金を用いて、滅失した車両Yの代わりに車両Z(取得価額10,000,000円)を翌期において新たに取得することとし、車両Yの滅失により支出する経費500,000円を当期において支出した。なお、解答に当たって、車両Y又はZの減価償却費に係る事項については考慮する必要はない。 <p>問3 (15点)</p> <p>飲食業を営む内国法人である甲株式会社(年1回3月末決算法人。以下「甲社」という。)では、感染症流行による外食抑制の影響を受け、令和4年度(令和4年4月1日～令和5年3月31日)の業績が思わしくなく、当時の代表取締役の指示の下、売上高を過大に計上する粉飾決算が行われ、令和4年度の所得金額及び法人税額の過大な申告が行われていた。甲社では、令和6年度(令和6年4月1日～令和7年3月31日)に開催された株主総会において新しい代表取締役及び監査役が就任したが、この監査役の指摘により、令和4年度の決算において粉飾が行われていたことが発覚したため、過去の誤びゅうの修正再表示を行い、令和6年度期首の利益剰余金を減額する処理が行われることとなった。この場合において、次の(1)及び(2)の間に答えなさい。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 過大に申告していた法人税額の返還を受けるために、甲社が所轄税務署長に対して行うべき手続について、所轄税務署長の更正の特例について触れながら説明しなさい。 (2) 上記(1)の手続を受けて、所轄税務署長は令和7年7月1日に法人税額の更正処分を行い、減額される法人税額は10,000,000円となった。甲社の令和5年度(令和5年4月1日～令和6年3月31日)以降の各期の法人税額が1,000,000円であった場合において、減額される法人税額は各期でどのように返還されることになるか、次の事実関係に分けて説明しなさい。なお、各期の法人税の申告は法定申告期限内に行われるものとする。 <ol style="list-style-type: none"> ① 下記②の事実関係がない場合 ② 令和10年3月31日に破産手続開始の決定による解散があった場合